

# こんにちは!

保健・福祉・医療・介護など、さまざまな面から地域に暮らす高齢者の皆さんを、総合的に支援します。

## 地域包括支援センターです 79

☎56-2132 (直通)

比企(滑川町)のついで

ご家族を介護している方々が集まり、お茶を飲みながら、日々の介護の悩みを話し合う会です。

### 【日程】

11月10日(土)

### 【時間】

14:00~16:00

### 【会場】

滑川町コミュニティセンター

### 【参加費】

200円(茶菓子代)

### ▼お申し込み・お問い合わせ

「認知症のひとと家族の会」事務局

☎048-667-5553

(月・火・金 10:00~15:00)

FAX 048-667-

5953 (随時受付)



介護保険のサービス利用には申請が必要です

介護保険サービスを利用するには、まず町が行う「要介護認定」を受けます。「要介護認定」とは、どのくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

### ①申請

申請の窓口は役場の町民保険課介護保険担当です。申請は、本人のほか家族でもできます。

### ●申請に必要なもの

- ・申請書(介護保険担当の窓口にてあります)
- ・介護保険の保険証

### ②要介護認定

#### ●訪問調査

町の認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

#### ●主治医の意見書

町の依頼により主治医が意見書を作成します。

#### ●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目を「コンピュータ入力し、一次判定を行います。」

●二次判定(認定審査)  
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### ③結果の通知

二次判定の審査結果にもとづいて「要支援1・2」「要介護1~5」「非該当」の区分に認定され、その結果を通知します。要介護度に応じた、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

### ④サービスの利用

担当のケアマネジャーを決め、希望を伝えてケアプラン(介護サービスの利用計画)を作った上で介護サービスを利用します。



☆お問い合わせは  
地域包括支援センターまで

☎56-2132

## 公民館教室からフラメンコのクラブができました



6月から10月まで開催したフラメンコ教室で、初めてフラメンコに親しんだ受講生の皆さんが、新たにクラブを結成してこれからも楽しいレッスンを続けることになりました。

1曲を踊れるまでにはまだ時間がかかりそうですが、明るい音楽に手拍子も加わって、毎回楽しい時間を過ごしています。興味のある方はぜひ見学に来てください。



■活動日 毎月第1、3月曜日 10:30~12:00 ■場所 滑川町コミュニティセンター 大集会室

公民館だより

☎56-6907(公民館担当)